

錦町親子ふれあいの日（くまなびの日）実施要項

1 名 称 錦町親子ふれあいの日（くまなびの日）

2 対 象 錦町立の各学校

3 始 期 令和7年（2025年）5月1日

4 趣 旨

教育の出発点である家庭において、子供一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるよう、子供と家族が一緒に休める環境を整備する。

5 内 容

子供が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行うとき、欠席日数に含めないものとして取り扱う（教育上特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認める場合として取り扱う）。

6 日 数 各年度3日以内（3日連続の取得も可能）

7 手 続 保護者に事前届出（取得届）の提出を求める。

※事前届出は、原則取得日の7日前まで

8 補 習 その日の学習内容は自習で対応する。

9 その他の

- (1) 事前届出の方法（書面、電子メール、アプリ等）及び様式については、各学校において定める。
- (2) 「錦町親子ふれあいの日（くまなびの日）」取得後の実績の報告は求めないこととする。
- (3) 学校は、学校行事の日やテスト期間等、「錦町親子ふれあいの日（くまなびの日）」を取得できない日（期間）を設定することができる。
なお、設定した場合は、保護者等へ周知することとする。